



松平・徳川の拠点城郭でありながら、
一時期は豊臣方の城となった岡崎城。
たった10年、されど10年。
豊臣城郭としての整備が江戸時代の岡崎城の
基礎となり、近世岡崎は城下町として栄えました。
岡崎城の徳川・豊臣の整備の実態に迫ります。

画・松岡 徹



歴史ミーティング ～おかざきの陣～

徳川・豊臣
によって発展した
岡崎城の
魅力

開催日

令和7年

12月7日 日

13:00～16:30 (受付開始 12:00～)

会場

岡崎市福祉会館6階ホール

定員

200名 応募者多数の場合は
抽選になります。

参加料

500円 別途決済手数料が
5%発生します。

申込締切

11月24日 (月・祝)

申込はこちらから



当日のスケジュール

- 12:00 受付開始
- 13:00 開会
- 13:10 講演「中近世岡崎の都市空間史」(山村氏)
- 14:15 報告Ⅰ「家康前史が面白い!～深化する戦国初期の岡崎研究～」(湯谷)
- 14:45 報告Ⅱ「岡崎城の変遷～築城から近世初頭まで～」(山口)
- 15:15 報告Ⅲ「新発見が続く岡崎城の発掘調査」(平山)
- 15:55 座談会「城を活かした交流人口拡大」(久保井氏)
- 16:10 座談会「岡崎城の歴史資産・観光資産としての魅力と活かし方」
- 16:30 閉会
- 17:30 久保井さんと巡る岡崎城公園ツアー (申込者のみ)

講演者

司会

山村 亜希氏

京都大学大学院教授

久保井 朝美氏

お城好き気象予報士



広島県出身。京都大学文学部卒業、同大学院修了。
愛知県立大学などを経て、京都大学に着任。専門
は歴史地理学で、中近世都市を研究している。
テレビ番組「プラタモリ」に案内人として出演。

岡崎市出身。慶應義塾大学文学部を卒業後、
アナウンサーとして活動。その後、気象予報士
としてテレビやイベントなど幅広く活躍している。
著書「天気が変えた戦国・近世の城」

報告者

山口 遥介 (岡崎市観光推進課・学芸員)

湯谷 翔悟 (岡崎市美術館・学芸員)

平山 優 (岡崎市教育委員会社会教育課・学芸員)

主催：岡崎市 共催：全国家康公ネットワーク

お問い合わせ：(一社) 岡崎市観光協会 0564-64-1637 (9:00～17:00)



徳川・豊臣 探訪 バスツアー

岡崎市内における徳川・豊臣ゆかりの地を
講師&グレート家康公「葵」武将隊と巡ります。

令和7年

開催日

12月14日(日)

9:30~17:00(集合 9:30)

申込は
こちらから

集合

名鉄東岡崎駅東改札口

定員

35名(最小催行1名) 応募者多数の場合は
抽選になります。

旅行代金

3,000円 別途決済手数料が
5%発生します。

申込締切

11月24日(月・祝)



講師



歴史研究家

市橋 章男氏

ゲスト



グレート家康公「葵」武将隊

徳川 家康

榊原 康政

行程

……徒歩 == バス

貸切バス会社: オーク観光バス

食事: 昼食1回

添乗員が同行します。

- 9:30 東岡崎駅 東改札口
- 家康公ひろば(騎馬像)
- まるや八丁味噌 見学
矢作橋 合乃像 車窓
- 大樹寺 拝観
- 昼食 おぎ乃
- 松應寺
- 御旗公園
龍田公園横(二十七曲がり) 車窓
- 祐傳寺
- 若宮八幡宮
- 岡崎城公園
- 二の丸能楽堂(クイズ)
- 17:00 解散



国内募集型企画旅行条件書 お申込の際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込ください。

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。この旅行は、一般社団法人岡崎市観光協会(以下「当協会」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立

- (1) お電話、ファクシミリ、インターネットなどの通信手段によるご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込金をお支払い頂いた時点で契約成立となります。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨お申し出下さい。当協会は可能な限り対応しますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。(お申込金)

旅行代金	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上
お申込金	3,000円～ 旅行代金まで	6,000円～ 旅行代金まで	10,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	旅行代金の20%～ 旅行代金まで

2. 確定書面(最終日程表)の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び 表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内の申し込みの場合は旅行当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡し致します。

3. ご旅行代金について

- (1) 各コースの旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人一名様の代金です。
- (2) 子供代金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様にご利用しますが、利用運送機関が就学前のお子様にも別途料金設定している場合など、別途子供料金をご負担いただく事があります。
- (3) 旅行代金は原則としてご出発の21日前までにお支払いください。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。
- (2) 運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人数が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

5. お客様による契約の解除

- (1) お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。
- (2) 次に掲げる場合は取消料を頂けません。①旅行契約の内容に10項目に例示するような重要な変更が行われた場合②4項(1)に基づいて旅行代金が増額改定されたとき③当協会がお客様に対し2項の期日までに確定書面を交付した

かったとき④当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき
尚、取消料は割引前の旅行代金を基準に計算します。

取消料・違約金					
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行開始日の前日の解除	当日の解除	旅行開始後の解除 又は無連絡不参加		
21日以内(前日) 20日以内(前日) 19日以内(前日) 18日以内(前日) 17日以内(前日) 16日以内(前日) 15日以内(前日) 14日以内(前日) 13日以内(前日) 12日以内(前日) 11日以内(前日) 10日以内(前日) 9日以内(前日) 8日以内(前日) 7日以内(前日) 6日以内(前日) 5日以内(前日) 4日以内(前日) 3日以内(前日) 2日以内(前日) 1日以内(前日) 当日	旅行開始日の前日の解除	当日の解除	旅行開始後の解除 又は無連絡不参加	旅行代金の20%	旅行代金の30%
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

6. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。①旅行代金を期日までに支払いただけないとき②予め例示した申込条件の不適合が判明したとき③お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき④お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき⑤最少催行人員に達しなかったとき⑥旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

7. 旅行代金に含まれないもの

①お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止③官公署の命令又は伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不運又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的の滞滞在時間の短縮

8. 当協会の責任について

- (1) 当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対し通知があった場合に限りです。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他協会の関与し得ない事由により損害を被られた場合は上記の責任を負いません。
- (2) 手荷物について生じた損害については損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り賠償致します。ただし損害額の如何にかかわらず賠償限度額は15万円まで(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます)と致します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止③官公署の命令又は伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不運又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的の滞滞在時間の短縮

9. 旅行中の損害の補償について

当協会はお客様が当協会募集型企画旅行にご参加中に、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

10. 旅程保証について

- (1) 当協会は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更補償金の額は、1募集型企画旅行について旅行代金の15%を限度とし、お客様一人について変更補償金の額が1000円未満の場合支払いません。①旅行開始日または旅行終了日の変更②入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更④運送機関の種類又は会社の変更⑤宿泊機関の種類又は客室の変更⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更
- (2) 前記に拘らず、変更の理由が4項(1)に掲げた不可抗力の場合、当協会は変更補償金を支払いません。

11. 最少催行人員

各コース毎に明記します。最少催行人員に満たない場合は、旅行の変更及び中止をさせていただきます。その場合は日帰りコースは4日前、宿泊コースは14日前までにご連絡申し上げます。

12. 添乗員等

- (1) 当協会はお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会は①当協会及び当協会の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成などお客様の個人情報をご利用させていただきますことがあります。

13. 個人情報の取り扱いについて

- (1) ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。
- (2) 旅行条件は2024年2月1日を基準としています。又、旅行代金は2024年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

14. その他

- (1) ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。
- (2) 旅行条件は2024年2月1日を基準としています。又、旅行代金は2024年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

【旅行企画・実施】

愛知県登録旅行業 地一1485号
(一社)全国旅行業協会正会員
国内旅行業務取扱管理者 熊岡 猛
〒444-0045 愛知県岡崎市康生通東二丁目47番地 TEL 0564-64-1637
【募集型企画旅行実施可能区域】
岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、額田郡幸田町

一般社団法人 岡崎市観光協会